

第5号議案 令和5年度理事および監事の報酬について

1. 理 事

理事の報酬等については、理事会の諮問機関として「役員報酬審議会」を設置し、そこで支給実績および事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し検討して出された「令和5年度から令和7年度までの役員報酬額について(答申)」を踏まえ、令和5年度における理事の報酬は総額58,800千円(前年度計画58,800千円)以内とし、各理事の報酬額、支給方法などについてはその範囲内において理事会に一任する。

なお、理事は25名。

2. 監 事

監事の報酬等については、理事会の諮問機関として「役員報酬審議会」を設置し、そこで支給実績および事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し検討して出された「令和5年度から令和7年度までの役員報酬額について(答申)」を踏まえ、令和5年度における監事の報酬は総額14,000千円(前年度計画14,000千円)以内とし、各監事の報酬額、支給方法などについてはその範囲内において監事会に一任する。

なお、監事は6名(うち員外監事1名)。

上記金額には一般財団法人全国農林漁業団体共済会の掛金を含む。

第6号議案 役員選任について

本総代会の終結をもって理事および監事全員が任期満了となるため、理事25名、監事6名の選任をします。また、役員推薦会議において、理事・監事の候補者として推薦されましたのでご選任願います。
 なお、候補者については農協法第30条第12項の要件を満たしております。

	区域・区分	氏 名 (生年月日)	略 歴	所 信	農協法第30条 第12項の区分
理事	中 央	池田 久雄 (昭和30年2月24日)	令和2年～現在 理事〔総務担当〕	・各事業の効率化・合理化を図る。 ・透明性のあるJA経営を行う。	
理事	平 石	鈴木 和弘 (昭和37年1月8日)	平成29年～令和2年 令和2年～現在 令和3年～現在 理事〔営農経済担当〕 理事〔信用担当〕 和牛改良専門部会会長	・地域農業の振興及び活性化を図る。 ・地域農業の担い手、後継者育成に尽力する。	認定農業者
理事	南 部	本多 幸子 (昭和31年5月28日)	平成7年～平成9年 平成29年～平成31年 なの花会会長 みどり会会長 JA栃木女性会副会長	・消費と生産の関係改善。 ・若手女性農業者の育成。 ・農業者、消費者双方の立場からの発信。	
理事	南 部	金田 裕重 (昭和35年11月20日)	平成22年～令和4年 平成24年～平成28年 平成28年～平成29年 令和3年～現在 総代 半促トマト専門部部長 トマト専門部副部長 きのこ専門部副部長	・組合員が納得できる、事業の効率化、合理化を図る。 ・わかりやすいJA経営を行う。 ・JAで園芸をやっている良かったと言われるために、力を入れたい。	認定農業者
理事	南 部	篠塚 邦善 (昭和48年1月15日)	平成25年～現在 平成27年～平成31年 総代 宇都宮牛肥育部会長	・笑顔のある愛されるJA経営を目指す。 ・地域振興・畜産振興に力を入れたい。	認定農業者
理事	城 山	天谷 玉枝 (昭和32年5月12日)	平成30年～令和2年 平成31年～令和2年 令和2年～現在 みどり会城山支部支部長 みどり会副会長 宇都宮市農業委員	・食を通じて命をはぐくむ農業の大切さ、魅力を伝えたい。 ・女性の就農をお手伝いしたい。 ・JAに女性の参画を推進したい。	
理事	北 部	中山 利久 (昭和28年6月2日)	平成26年～令和2年 令和2年～現在 監事 代表監事	・業務運営の実効性・効率性の確保を図る。 ・リスク管理方針に基づくリスク管理に努める。 ・適切な内部統制システム運用をすすめる。	実践的能力者 (内規第1号該当)
理事	北 部	福村 和夫 (昭和29年3月7日)	平成23年～平成25年 平成25年～平成26年 平成26年～平成28年 平成29年～現在 羽黒支所長 富屋支所長 北部支所嘱託職員 理事〔総務担当〕	・健全なる農協改革の達成。 ・堅実な経営基盤の強化。	実践的能力者 (内規第1、3号該当)
理事	北 部	半田 光隆 (昭和36年7月16日)	平成26年～現在 理事〔営農経済担当〕	・各事業の効率化・合理化を図る。 ・JAと組合員の結びつきの強化に努める。 ・営農事業に力を入れたい。	認定農業者
理事	豊 郷	佐藤 俊伸 (昭和40年9月30日)	昭和62年 平成20年 平成26年～令和2年 令和2年～現在 栃木県農協中央会入会 栃木県農協中央会退職 理事〔信用担当〕 代表理事専務	・農家・組合員の所得増大に貢献する。 ・地域社会に貢献できる組織であり続ける。 ・持続可能な経営基盤を確立する。	認定農業者
理事	清 原	山口 幸夫 (昭和41年6月16日)	平成20年～平成26年 平成26年～平成30年 令和2年～現在 梨専門部委員 梨専門部部長 理事〔営農経済担当〕	・各事業の効率化・合理化を図る。 ・組合員・地域・職員から信頼される組織形成を目指す。 ・後継者の育つ農業への振興・強化。	認定農業者
理事	姿 川	今泉 弘 (昭和34年8月17日)	昭和58年～ 平成15年～平成23年 平成23年～現在 青壮年部 事業運営委員 理事〔信用担当〕	・時代の変化に適した組合員のニーズに応じ、農協運営に取り組む。 ・各事業の効率化、合理化を図る。 ・園芸振興に力を入れる。	認定農業者
理事	上河内	福嶋 修 (昭和36年12月11日)	平成25年～平成27年 令和2年～現在 上河内地区事業運営委員長 理事〔営農経済担当〕	・地域農業を守り、農業者とJAの連携の強化を図る。 ・組合員に対して、発展性のあるJA経営を行う。 ・地域農業(土地利用・園芸)の振興に注力したい。	認定農業者
理事	上河内	大森 貞克 (昭和51年5月7日)	平成23年～平成25年 平成30年～令和2年 青壮年部上河内支部長 苺専門部上河内支部長	・園芸振興に力を入れたい。 ・各事業の効率化・合理化を図った上でのサービス向上。 ・JA職員の人材力強化。	認定農業者

	区域・区分	氏 名 (生年月日)	略 歴	所 信	農協法第30条 第12項の区分
理事	河 内	矢口 正威 (昭和30年11月1日)	平成22年～平成25年 事業運営委員 平成25年～平成28年 耕種受検組合理事 平成29年～現在 理事〔総務担当〕	・組合員に寄り添った事業の効果的な農協運営に努める。 ・地域特性を生かした園芸振興に努める。 ・将来に渡って持続可能な農協経営基盤の安定化を図る。	認定農業者
理事	河 内	郷間 清博 (昭和36年11月10日)	平成30年～令和2年 農協委員、事業運営委員 令和2年～現在 監事	・各事業の効率化、合理化を図る。 ・透明性のある農協経営を行う。	認定農業者
理事	南河内	鈴木 正光 (昭和32年3月30日)	平成16年～平成19年 事業運営委員 平成21年～平成22年 茄子専門部部长 平成28年～平成29年 ニラ専門部部长 平成28年～令和元年 総代	・組合員に信頼されるJA運営を行う。 ・園芸振興に努める。	認定農業者
理事	南河内	上野 誠 (昭和42年12月4日)	平成26年～平成27年 農協委員 平成31年～令和3年 事業運営委員	・農家の所得向上。 ・地域の農業振興。 ・農協事業の効率化を図る。	認定農業者
理事	上三川	坂入 典文 (昭和31年10月23日)	平成29年～令和2年 上三川町農業委員 平成29年～現在 理事〔営農経済担当〕	・各事業の効率化および合理化を図る。 ・透明性のある農協経営を行う。 ・園芸振興に力をいれたい。	認定農業者
理事	上三川	高木 浩巳 (昭和35年3月31日)	平成17年～平成27年 青壮年部上三川支部長 平成18年～平成27年 事業運営委員 平成29年～令和2年 理事〔総務担当〕	・JA経営の結果を組合員に少しでも還元できるように努力する。 ・各事業において組合員との信頼関係を保つ。 ・中小農家への支援を図る。	認定農業者
理事	上三川	稲葉 隆一 (昭和40年5月11日)	平成24年～平成30年 耕種受検組合理事 平成26年～平成28年 ニラ専門部上三川支部長 平成31年～令和2年 事業運営委員 令和2年～現在 理事〔総務担当〕	・園芸振興に力を入れたい。 ・若手農業者の育成および支援を図る。 ・各事業の効率化および合理化を図る。	認定農業者
理事	学 経	見形 繁 (昭和33年12月13日)	平成22年～平成24年 営農部営農支援課長 平成24年～平成26年 営農部園芸指導審議役課長 平成26年～平成31年 営農部長 平成31年～令和2年 宇都宮市農業公社駐在 令和2年～現在 代表理事常務	・自己改革の実践を通じて、組合員の所得向上と地域農業の維持・発展に寄与する。 ・地域社会との結びつきを重視し、実態に即した取組みを強化する。 ・組合員から必要とされる組織づくりを目指し、将来においても安定経営となるよう努める。	実践的能力者 (内規第3号該当)
理事	学 経	阿久津 敏明 (昭和38年4月1日)	平成28年～平成29年 総合企画室長 平成29年～令和5年 総務部長 令和5年～現在 総務課臨時職員	・JAの自己改革を進め、組合員の農業経営の安定と豊かな生活の支援に尽力する。 ・組合員の皆さまとの対話を重視し、相互理解によるJA運営を行う。 ・自己改革の実践を支える経営・財務基盤の強化と持続可能なJA運営を行う。	実践的能力者 (内規第3号該当)
理事	女性会	所 洋子 (昭和30年7月23日)	令和2年～現在 理事〔信用担当〕 令和3年～現在 みどり会会長	・女性農業を支援していきたい。 ・園芸振興を進めていきたい。	認定農業者
理事	女性会	丸山 明子 (昭和32年1月8日)	令和3年～令和5年 みどり会城山支部支部長 令和4年～令和5年 参与 令和4年～現在 総代	・女性組織としての地位の向上。 ・女性の協同活動によって仲間づくりに力を入れたい。	
監事	城 山	篠原 貴也 (昭和34年12月22日)	平成11年～平成12年 青壮年部部长 平成30年～令和4年 事業運営委員城山地区委員長	・組合員の目線から信頼されるJA経営を行う。 ・透明性のあるJA経営を行う。	
監事	豊 郷	田野 茂 (昭和29年6月7日)	平成20年～平成26年 常勤監事 令和2年～現在 非常勤監事	・組合員の目線に立って、これまでの経験を生かして、適切な監査に努める。	
監事	上河内	地神 康弘 (昭和34年6月17日)	昭和54年～令和4年 リズム株式会社	・的確、公正な職務の執行に努める。 ・内部監査との連携を深め不正防止を図る。 ・健全、堅実な組合運営への寄与。	
監事	上三川	國谷 修一 (昭和30年6月21日)	平成29年～現在 監事	・宇都宮農業協同組合の経営基盤強化を行う。 ・宇都宮農業協同組合に在職する職員の資質向上を図る。	

	区域・区分	氏 名 (生年月日)	略 歴	所 信	農協法第30条 第12項の区分
監事	学 経	増淵 昭雄 (昭和29年10月17日)	令和2年～現在 常勤監事	・法令、定款・諸規程等に基づき、独立・公正な立場から業務執行が適正か監査し、組合及び組合員への貢献に努める。	
監事	員 外	矢古宇 克 (昭和32年7月11日)	令和2年～現在 監事	・農協の自己改革の取り組みが適切に実践されているかを確認・検証していく。	

(注) 1. 理事・監事候補者と当組合との間における特別の利害関係は次のとおり。

- (1) 金田 裕重氏は、当組合との間に貸付の利用関係がある。
- (2) 篠塚 邦善氏は、当組合との間に貸付の利用関係がある。
- (3) 山口 幸夫氏は、当組合との間に貸付の利用関係がある。
- (4) 大森 貞克氏は、当組合との間に貸付の利用関係がある。
- (5) 郷間 清博氏は、当組合との間に貸付の利用関係がある。
- (6) 鈴木 正光氏は、当組合との間に貸付の利用関係がある。
- (7) 高木 浩巳氏は、当組合との間に貸付の利用関係がある。
- (8) 阿久津 敏明氏は、当組合との間に貸付の利用関係がある。

2. 農協法第30条第12項第2号の実践的能力者については、当組合の「役員選出に係る内規」において、次のとおり規定しています。

- 1 J Aの役員またはその経験者（1期以上、非常勤を含む）
- 2 会社その他の法人の役員またはその経験者（1期以上、非常勤を含む）
- 3 J Aの管理者（ライン長）の経験者（2年以上）
- 4 会社その他の法人の管理者（ライン長）の経験者（2年以上）
- 5 行政職の管理者（ライン長）の経験者（2年以上）
- 6 普及指導員等の生産・加工事業等の技術者
- 7 農畜産物の直売を数年行い、実績が上がっている者
- 8 法人経営に関する国家資格を保有している者（中小企業診断士、公認会計士、税理士）

3. 矢古宇 克 氏は、員外監事候補者。

4. 矢古宇 克 氏を員外監事候補者とした理由は、社会的信用性が高く、かつJ Aの制度、事業に対して理解と経験を有する 適任者であるため。

〔報告事項〕

定款第 40 条第 2 号に基づく報告事項

「JAバンク基本方針」の変更について

定款第 40 条第 2 号の定めにより、信用事業再編強化法第 4 条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容(概要)を以下のとおり報告いたします。

1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」(以下「基本方針」という)では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み(以下「JAバンクシステム」という)を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連(以下「JA等」という)が農林中央金庫(以下「農林中金」という)に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じ変更を行うこととしています。

2 2023 年 3 月 16 日変更の主な内容

2023 年 3 月 16 日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

(1) 健全性維持に向けた対応

JAバンク会員が、金融機関として必要な内部管理態勢を統一的な水準で確保し、JAバンクシステムの健全性を維持するため、以下a～cについてJAバンク基本方針に定める。

- a 「JAバンク会員の役割等」に、農林中金は「内部管理態勢の構築にかかる指針」を樹立する旨を定める。
- b 「JAバンク会員の責務」に、JA・信連は、「内部管理態勢の構築にかかる指針」に基づき、法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する旨を定める。
- c レベル格付指定基準(業務執行体制)に、「JA・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合」を追加する。

以 上